

医療DX推進体制整備加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行なっています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用した取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方せんの発行については現在整備中です。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有しています。
7. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するために十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所およびホームページに掲載されています。

上記体制により、令和7年6月より、初診料の算定時に医療DX推進体制整備加算5を月に1回に限り9点を算定します。（マイナ保険証の利用率により算定する点数が変わります）

2025年6月
恵庭第一病院 病院長